

議案第 39 号

かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する
条例の制定について

かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例を次のように制定する。

平成 29 年 9 月 5 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する
条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成 14 年法律第 48 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項及び第 2 項、第 4 条、第 5 条、第 6 条第 2 項並びに第 7 条第 1 項及び第 2 項並びに地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 5 項の規定に基づき、一般職の職員について、専門的な知識経験又は優れた識見を有する者の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の任期を定めた採用)

第 2 条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選

考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

- (1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合
- (2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合
- (3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合
- (4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

第3条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

- (1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務
- (2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

- 2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第4条 任命権者は、短時間勤務職員を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

- 2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

- 3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

(1) かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第36号）第15条の規定による介護休暇の承認

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定による承認

(任期の特例)

第5条 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、第3条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延長された場合その他やむを得ない事情により同条又は前条の規定により任期を定め

て採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合で第3条又は前条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しない場合とする。

(任期の更新)

第6条 任命権者は、第2条の規定により任期を定めて採用された職員の任期が5年に満たない場合にあっては、採用した日から5年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

2 任命権者は、第3条及び第4条の規定により任期を定めて採用された職員の任期が3年（前条の規定に該当する場合は、5年。以下この項において同じ。）に満たない場合にあっては、採用した日から3年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

3 前2項の場合において、任命権者は、あらかじめ、当該職員の同意を得なければならない。

(給与に関する特例)

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
1	372,000円
2	420,000円
3	471,000円
4	532,000円
5	607,000円
6	709,000円
7	829,000円

2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて規則に定め

る基準に従い決定する。

(給与条例の適用除外)

第8条 かすみがうら市職員の給与に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第46号。以下「給与条例」という。）第5条、第6条、第9条から第12条の3まで及び第21条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及びかすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成29年かすみがうら市条例第 号）第7条の規定」と、給与条例第20条第2項中「100分の122.5」及び「100分の137.5」とあるのは「100分の162.5」とする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

2 かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「短時間勤務職員」の前に「再任用」を加え、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、任命権

者が定める。

第3条第1項ただし書及び第2項ただし書、第4条第2項、第12条第1項第1号並びに第18条中「短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

(かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部改正)

- 3 かすみがうら市職員の給与に関する条例（平成17年条例第46号）の一部を次のように改正する。

第6条の2の見出し及び同条中「短時間勤務職員」の前に「再任用」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(任期付短時間勤務職員の給料月額)

第6条の3 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額については、第4条から第6条までの規定にかかわらず、これらの規定による当該任期付短時間勤務職員の給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第12条の4第2項第2号及び第14条第2項中「短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

第19条第2項中「再任用職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

第23条第1項中「短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。